

宿泊料の調整に関する調書

調 整 理 由	指定された宿泊施設に宿泊する必要がある、当該宿泊施設に要する経費が宿泊料定額を下回るため、当該経費を超える額は支給しない。
調 整 根 拠	岐阜県職員等旅費条例 第46条第1項 岐阜県職員等旅費条例施行規則 第18条第7号
宿 泊 先	独立行政法人 教職員支援機構 茨城県つくば市立原3番地
調 整 額	$\Delta 59,280$ 円 $58,320$ 円 - ($9,800$ 円 \times 12泊) = $\Delta 59,280$ 円 宿泊経費 58,320円 内訳 宿泊費 3,190円 \times 12泊 = 38,280円 朝食(食堂) 480円 \times 10食 = 4,800円 朝食(外食) 980円 \times 2食 = 1,960円 夕食(食堂) 680円 \times 8食 = 5,440円 夕食(外食) 1,960円 \times 4食 = 7,840円
領収書添付欄	宿泊料を調整した日 令和元年7月21日～8月1日 宿泊者 教諭 ○○ ○○

